

障害福祉サービスなどが変更されます

重度障害のある人などの
地域生活の支援を充実

医療的ケアが必要な重度障害のある人や子どもが、障害者24時間対応型在宅福祉サービス事業を利用しやすくするため、訪問看護派遣にかかる費用の助成を試行的に実施します。

また、障害者などの日中の活動の場を確保し、家族の就労支援や介護負担軽減などを図る日中一時支援の重度加算額を引き上げます。

相談支援事業所の拡充

障害児相談支援事業所「ほぼ相談室」の相談支援員が、1人から2人に拡充されます。



特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当制度のお知らせ

困 障害福祉課

「特別児童扶養手当」は、対象者に4か月に1回手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、対象者に3か月に1回手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的とし

	3月分まで(月額)	4月分から(月額)
特別児童扶養手当	1級(重度障害)51,500円	1級(重度障害)51,450円
	2級(中度障害)34,300円	2級(中度障害)34,270円
特別障害者手当	26,830円	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
福祉手当(経過措置)	14,600円	14,580円



障害のある人に給付する
日常生活用具の追加・
給付要件の変更

■排たん補助装置(カフアシスト)を用具対象として追加

対象者 神経筋疾患または重度の脳性麻痺により、自力でたんを除去することが困難で、常時または随時たんの除去を行う必要があると認められる人

■次の用具の給付要件を変更

●点字ディスプレイ

対象者 視覚障害2級以上の身体障害者で必要と認められる人

●紙おむつ

①紙おむつI

対象者

▼脳原性運動機能障害があり、意思表示が困難な3歳以上の

▼先天性疾患(先天性鎖肛を除去)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害・排便機能障害があり、特におむつが必要と認められる3歳以上の人

②紙おむつII

対象者 紙おむつIの対象者以外で次の項目のいずれか

にあてはまり、在宅で生活する3歳以上の人(介護保険制度で利用助成が受けられる人は除く)

▼肢体不自由2級以上の人

▼知的障害A以上の人

▼高度な排尿機能障害・排便機能障害がある人

障害福祉団体等
福祉活動費補助金の創設

障害福祉団体などが主体的に行う地域福祉などの活動を支援するため、福祉活動の実施に利用するバスの貸切また

申請・問い合わせ先

困障害福祉課 ☎27・9981番、FAX26・1767番

は賃借にかかる費用を助成します。(1団体につき年間1回)

障害福祉職場人材確保・
定着事業を継続実施

昨年度に引き続き、障害者生活支援センターなどが実施する介護職員初任者研修にかかる受講料などを助成します。また、彦根愛知犬上1市4町の障害福祉事業所などに一定期間以上就労し、その後も同事業所に継続して就労が見込める人に、就労継続支援金を支給します。

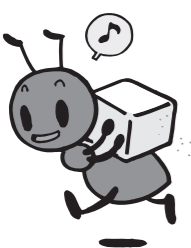


身体障害者手帳(心臓機能障害)の認定基準が
変更されます

困 障害福祉課

4月1日以降に指定医師に診断書を作成してもらった人から変更後の認定基準が適用されます。

身体障害者手帳(心臓機能障害)の取得を検討している人、すでに所持している人で等級変更を検討している人は、指定医師に相談してください。
お問い合わせ先 困障害福祉課 ☎27・9981番、FAX26・1767番



※毎年8月に、所得状況など支給要件の調査を行います。
申請方法 所定の診断書または手帳と請求書類を困障害福祉課に提出してください。必要

相続税・贈与税無料相談会
4月20日(木)午後から開催
ご予約は随時電話受付中 お待ちしております
(初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

相続
税

TKC全国会 大辻税理士法人
担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之
【彦根事務所】彦根市平田町410-6
TEL 0749-23-6432 (直通)
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji.com/

広報ひこねへの広告を募集しています
掲載料 1枠 3万円
大きさ 縦 45.5mm 横 86mm
申込締切 原則、発行日の1か月前
※ホームページのバナー広告も募集中です。詳しくはお問い合わせください。
申込・問い合わせ先 困秘書政策課 ☎30-6103、FAX22-1398

出張相談窓口を開設
心配ごと相談所
彦根市社会福祉協議会
4月から、家族や地域のことなど、暮らしの中のおさまだまな心配ごとや悩みごとの相談に際する「心配ごと相談所」の出張相談所を左記のとおり開設します。相談は無料です。

開設場所・日時
▼北老人福祉センター(馬場二丁目)
▼偶数月の第2水曜日
▼南老人福祉センター(田原町)
奇数月の第2水曜日
※時間はいずれも午後1時~同4時

お問い合わせ先 彦根市社会福祉協議会 ☎22・2821番、FAX22・2841番

